

名古屋市環境審議会 第2回 環境影響評価部会  
会議録

1 開催日時

平成23年7月27日(水) 午前10時～午後0時10分

2 開催場所

市役所第12会議室(東庁舎1階)

3 出席者

(1) 審査委員(五十音順、敬称略)

内川 尚一 (名古屋商工会議所理事・企画振興部長)  
香坂 玲 (名古屋市立大学大学院経済学研究科准教授)  
河野 義信 (社団法人中部経済連合会産業技術部長)  
土屋 由紀 (名古屋女子大学非常勤講師)  
豊島 明子 (南山大学大学院法務研究科准教授)  
鳥居 憲一 (公募委員)  
原田 彰好 (愛知県弁護士会)  
福井 清 (公募委員)  
吉久 光一 (名城大学理工学部建築学科教授) 計9名

(2) 事務局 地域環境対策部長始め7名

(3) 傍聴者 0名

4 議事及び意見等の要旨

事務局が、今回の部会の出席者が9名であり、部会が成立していることを確認した。また、事務局の異動職員の紹介の後、本日のスケジュールについて簡単に説明した。

議題1：環境影響評価制度のあり方について

ア 環境影響評価手続きにおける課題

[部会長] それでは、議題1について、まず「ア 環境影響評価手続きにおける課題」について資料が用意されています。3頁に渡っていますが、頁毎に区切って説明をお願いします。

[事務局] (資料1「わかりやすい図書」に基づいて説明)

[部会長] この件につきまして、ご意見ご質問はありますか。

[委員] 私は、実際に環境影響評価審査会の会議に出席しているので、図書については確かに、専門的で記載内容が多いことは実感します。2番目にあるように要約書を市民の方にわかりやすくするということはいいいのですが、会議に使う本編、資料編については、あまりわかりやすさを追求して、判断するのに適正な情報量や詳細なデータが減ってしまうということはどうかと思いました。

もうひとつ、方法書手続きの強化ということで、方法書説明会の開催を義務付けるということがあります。おそらく、周知の仕方は広報などこれまでの方法と同じだと思いますが、会議に出ている私たち自身も、時間が経ってきたのでわかるようになりましたが、「方法書」「準備書」という言葉自体がすごくわかりづらいです。ずっと携わっていれば、方法書、準備書はそれぞれこういうものを指すということがわかるのですが、市民の方が「方法書の説明会をします。」「準備書の説明会をします。」と言われたところで、どういう段階のどういうものを

指すのかわからないと思います。ですから、市民の方にそういう場に参加して欲しいのであれば、もっとわかりやすい言葉で周知するとか、そういう工夫をすべきではないかと思いました。

[部会長] 準備書では、正確な予測評価が行われているかが求められますので、厚いですが市民の方にわかりやすくということだけを考えて簡潔にするのはどうでしょうか。準備書というよりは要約書を市民向けにする。方法書、準備書の説明をきちんとやるということでしょうか。

[委員] 冒頭のあいさつの中に、リニア中央新幹線が配慮書を作られたということがありました。今ここでは、方法書以下の議論で、配慮書の部分もこれから検討していくことになります。配慮書という、もう一段階早い段階の手続きが入ることで、何がどれを指しているか、どれがどういう役割を果たしているのかがますますわからなくなると思います。

[委員] わかりやすい図書という話の前に、例えば方法書、準備書などの内容は、環境影響評価法、あるいは条例に則って書かれています、事業の前後、また何年か後における状況について、わかりやすい表現の仕方といったものが欲しいと思います。参考資料に今までされてきた数がありますが、それがどのように評価されたのか、それと同時に、法律の効果がどの程度あったのかをもっと具体的に説明していただければ、こういった図解も、また違った意味で見やすくなるのかと思います。ということで、今までの実績に対する評価と法律の効果がどのように見てとれるのか、そういったことを説明していただけたらと思います。

[事務局] 環境影響評価の手続きにおいては、審査会での議論も含めて審査をします。環境影響評価書の提出後、事後調査段階に進んで、実際に工事中、供用時の調査をします。事後調査結果報告書では、予測評価と見比べて、どんな結果であったかを検証します。それぞれが具体的にどのような効果があったかについては、必要であれば、出せる資料は用意できたらと思います。

[部会長] どんな効果があったのか、機会があったら整理してください。

[委員] ずいぶんわかりづらいという意見が大きいように思うのですがけれども、2つ大きな改善できるチャンスがあると思います。まず、実際の説明会の場合では、直接口頭で流れを説明できます。それでもわかりづらいということはあるにせよ、大きなポイントだと思えます。

もうひとつ、これは少し勇み足かもしれませんが、メーリングリストとか、ウェブサイト等でやっていかれる時に、その作り方に気をつけて「方法書」という文字が出てきたときに、少しプレゼンテーションするということです。ウェブ上でクリックすると、説明にリンクされているというようなものが出来ると、今後の建設的な改善になるという気がしています。

それから、基本計画の部会で議論になったのですが、特定の集団、特定の方たちが沢山来てしまうと、誘導してしまうという恐れがありますので、広く知っていただくことと、バランスを持って色々な方に見ていただく工夫が、わかりやすさと併せて、すごく必要になると思います。

最後に技術的な問題ですが、ITの場合はPDFファイルで公開するケースが多いのですが、PDFにしてしまうと、開くのにかかるので開けなくなり、かなり関心の高い人しか見ないということになります。統計的には15%くらいに落ちてしまいます。技術的に可能かどうかはわかりませんが、普通のホームページでそのままクリックしてサイトに行けるようにすると、一般の人に見ていただける可能性が上がると思います。

[事務局] 2頁目にも関連するかと思いますので、参考にさせていただきます。

[委員] 私も、要約書をわかりやすくということには大賛成で、ただ、それ以外のものについては、先ほど委員が言われたように、専門家の目で審査することの重要性と、市民目線で忌憚のない意見が出されることの両方を追求しなければならないと思いますので、要約書を工夫をすることによっていいのではないかと思います。

説明会の開催の日時場所を助言するという話があるのですが、「助言」でも良いでしょうし、ルールの中にそういったことに「努める」、「しなければならない」としても良いかも知れません。説明会の進め方の手順については、現状はどうなっていますか。事業者でやり方に差があるかと思うのですが、全く任されているのでしょうか。

[事務局] 説明会は、名古屋市が責任を持ってやっている訳ではなくて、事業者が義務付けていることですので、事業者が自分たちのやり方で説明をします。一般的には要約書や準備書本編で説明

することはあまりなくて、「あらし」のような数枚の物を使ったり、最近ですと、パワーポイントを使ってどういうことをやるかを説明されると思います。

[委員] 事業者主体の説明会ですから、やり方は実施主体の自主性に委ねられているということですね。説明会では最低限、今回の建設事業の計画の中で、事業者自身がどのあたりがポイントだと思っているといった情報が明るみになるようなものがある方がいいかなと思ったものですから、お聞きしました。

[部会長] その辺は、事業者の責任でやるという立場もあるし、どうせ開くなら内容を少しでも理解して欲しいという立場もあるので、議論が分かれるところでしょう。

[事務局] 説明会の中身、流れについては、任意では打ち合わせることになるかと思います。もし明示出来るのであれば、指針などで示すことになるかと思います。これはまた、事務局で検討させていただきます。

[部会長] その辺りも議論していきたいと思います。

[委員] 私も、色々な書類の役割をきっちり明確化した方がいいと思います。特に要約書は市民の為にわかりやすく。参考資料を見ても、要約書が一番少ないものでも47頁で、これは「要約」ではないです。要約というとパブコメなどで出ているものでも10頁程度ですし、私は3〜6頁位が要約だと解釈しています。

もうひとつは、事前配慮を始めるのであれば、事前配慮と方法書で重複したところがあれば同じ物でいいとして、どんどん負荷を掛けるのが目的ではないかと思しますので、負担の軽減も考えていただきたいです。

あと、市民が知りたいのは、事前にこういうものが出来るという制約的なものと、事後の結果について、概略的には2〜3頁で十分だと思いますけれども、そういうものを出すとか報告会をやった方がいいのではないかと思います。

[部会長] 重要な点のご指摘をありがとうございます。時間も迫っていますので、次に入りたいと思います。

1頁目には4点ありまして、まず1点目としては技術指針を見直すということ。手引きの作成等を含め、最新の技術進歩に合わせて書いていただく。ふたつ目は、沢山意見が出ていました要約書。準備書そのものは専門家が予測評価がなされているかを見ないといけませんので、要約書を市民に向けてわかりやすく示していくということ。事業者の説明会については、市長が助言できる仕組みを導入する。最後は方法書についても要約書を作り、説明会もするような制度にするということですね。おおむねこの方向でよろしいでしょうか。

[部会長] 色々意見が出ましたのでそれを踏まえていただけたらと思います。

それでは2頁目の説明をお願いします。

[事務局] (資料1「市民参加・市長の関与、市民意見の提出方法」に基づいて説明)

[部会長] ありがとうございます。先ほども電子縦覧についての意見がありましたが、いかがですか。

[委員] 周知方法のところ、メーリングリストはいいアイデアだと思います。インターネットの時代なので、気楽にインターネットで情報を得たり、情報発信できるという方法をとるのはいいと思います。

参考資料2を見ていて気付いたのですが、例えば、ルーセントタワー、ミッドランドスクエア、ルネサンスタワー、名駅一丁目、名駅三丁目計画は、沢山企業が入っている建物が建っている場所です。昼間の工事時間に実際に影響を受けるだろう人達は、郊外に住んでいて勤めで名古屋に来ている人だと思います。その場合、市民に向けて意見を募るというよりは、工事を行う周辺の企業や会社をターゲットにした方が、関心を持っていただけるのではないかと思います。そういった昼間に名古屋に来ている人をターゲットに考えた事はありますか。

[事務局] 具体的にそこまで踏み込んだ検討はありません。

[委員] 広報で周知すると、住んでいる方ということになります。昼間影響があるのは、周辺のビルに入っている会社の人なので、そちらの方も意識して情報発信を考えたらと思いました。忌憚のない意見ということであれば、しかも書類に対してあまり抵抗が無いのは、ビジネスで普段

こういうものに携わっている人達です。主婦の方は、どうしてもこういう書類には手が出ないです。

[事務局] 広報なごやでは、市民向けの市内に限った周知になっています。電子的な方法や日中に仕事でお見えになる方への周知方法については、ご指摘いただきましたので、検討したいと思います。

[委員] 例えば会社に、メーリングリストで流すとかその程度の周知ができれば。

もうひとつ。私はいつも広報を見ますが、載せ方を工夫しているのかなと思います。大体が文字情報で、時々環境影響評価の小さい記事が載っているのを見ますが、もう少し視覚的に関心と呼ぶようなレイアウト上の努力も必要だと感じました。

[事務局] 参考資料3の2頁目に、広報なごやの記事の例を載せています。色々な情報があるので、紙面の都合上これが限界というところですので、別の媒体での工夫というのを考えていけたらと思っています。

[委員] 地域情報誌などは使えますか。フリーペーパーで配っているもので、地元周辺の行事などが書いてあって、結構細かく読みますので、皆さんに見えていただける手段になるのかなと思いました。

[委員] 関係地域内とか関係地域外という話ですけれども、「関係地域」というのは、例えば半径何kmとかいう規定があるのですか。何か考え方があるのですか。

[事務局] 大気や日影などの影響は、一律何kmということはないので、個別の案件ごとにその事業の環境負荷に対して関係地域というものが定められています。

[委員] いずれにしても、住民ということではなく、関係地域の事業所に周知すればそれで良く、地域外のところまで周知する意味合いはないのかなと思いました。

[部会長] どの辺まで周知するのかというのは、なかなか課題だと思います。

[委員] 希望者をメーリングリストに載せるということですが、希望した人だけではなく、市が、例えば愛知環境カウンセラーの団体などを調べて、市が調べた人にも声をかけるというのはどうですか。

[事務局] メーリングリストを始めても、皆さんがその存在を知らないということではいけませんので、何らかの形で募集をかけることになると思います。

[部会長] この部会でどこまで検討するかということですが、「より効率的な周知方法の検討と導入が必要である」ことを決めればいいのですか。技術的な話は、PDFの話もありましたけれど、そこは別途検討するということですか。

[事務局] 代表的なものを例示することは可能かと思いますが、この部会では、効果的な周知方法を検討して導入するという部分を決めていただけたらと思います。

[部会長] 例示をするので色々やっていただけたらと思います。

[委員] メーリングリストの件で、市内には、既に沢山の環境ボランティア、NPOが活動されています。市民意見だけではなく、組織的に意見を出していただけるのならば、大変ありがたいと思いますし、もともと関心が高いと思いますので、そういうところには率先して、働きかける必要があるのではないかなと思いました。

それから、色々なところでメーリングリストに入ると常時メールが入ってくるので、メーリングリストを活用される際に、細かいことですが、リマインダーのメールを送ると期待できるのではないかなと思いました。

電子縦覧ですが、国の議論がどのようになっているのかよくわかりませんが、「縦覧」はあくまで「縦覧」で、ダウンロードは出来ないのですか。図書の貸出しもいいと思いますが、それであれば、電子媒体で受け取りたいという人には答えるのか。電子縦覧をするのならば、そこまですれば、大変良いのではないかなと思いました。

[事務局] 現在、市のホームページでは、ファイルをダウンロード出来る形にしています。ただし、ダウンロードしたものを編集することはできません。

[委員] それだったら、貸出しも出来るし、電子媒体で欲しいという場合に、それを自発的にやってもらうのか、あるいは窓口で出来るようにするのかということももちろですが、どちらもやればいいのかと思います。

[事務局] 参考にさせていただきます。

[委員] 縦覧ですが、意見書提出と縦覧期間に差がある場合に、縦覧期間が終わった途端に情報が消えてしまって、その後に意見提出期間があったとしても、資料がなくなっているということが現実にあると思います。だから、意見書提出期間と縦覧期間を出来るだけ一致させていただくと、意見書を出すという人は提出期間ギリギリになっても資料が縦覧できます。

それから、45日の間に、ある程度の問題点を読み解いて意見を出すというのは、私は一般的に縦覧期間の30日は短い気がしています。長くすればいいのかということもありますが、気がついた時には、もう1週間2週間と過ぎていたりして、だんだん切羽詰まって、読んで意見を出すということだと、ほとんどギリギリで意見が出せるか出せないかということになってしまいます。

[部会長] 縦覧は電子縦覧になれば皆手元におけますね。

[委員] ダウンロードに気がつかない人もいますので、一般に全体で周知徹底されればいいのですが。

[委員] 縦覧方法の話もありましたが、そもそも、その内容について、環境に対する問題を、それぞれの生活者がどのように把握するのが大切です。ただ、計画についての説明会があるというだけではなく、今回の計画について、どのような問題として考えないといけないかというところまで、何らかの説明や呼びかけがされないと、なかなか市民意見としてフィードバックされない。そういう意味において、具体的な内容についても意見交換をして、縦覧期間の後それに対する意見をまとめ次のステップとして更に意見を求めるという中で、今回の計画が、それぞれの生活者にとってどのような問題になってくるのかということがより多く周知され、その中で考えられないと、この制度の意義が少なくなると思います。戦略的環境アセスメントという内容になると、市民に対してどこまでの説明を求めるのかといったことも、1件ずつ違いますし、何を情報提供するのかによっても変わってくると思います。その辺のところを精査しながら工夫というものが必要ではないかと思います。

[委員] 今の意見、非常に同感です。例えば具体的な話をしますと、大分前に、農地に宅地並み課税が導入され、それを機に、市の外側辺りが開発されて農地が減ってきたということがありました。それを導入する時に、皆さんがどの程度その意味について考えたのか。税金が上がるから、宅地にして処分するなり物を建てて利益を上げなければということで、どんどん農地が減りました。国の政策判断といえそうですが、地元に住んでいる方が、どの程度その意味を事前に理解してそういったことに意見を出したり出さなかったりしたのかということがよくわかりません。名古屋駅のところに大きなビルを作るということも、どの程度皆さんが関心があるのかわかりませんが、そこに昔から住んでいる方が、自分にどういふ影響があるかということについては、具体的に何らかの地域の懇談会や組の寄合とか、そういうのをやっていかないと、なかなか実感として湧いてこないのかなと思います。アセスでは意見が言えるのですけれど、今は、所有権とか自分の権利があるところでは意見が言えるのですが、実際の処分なり開発があるときに、自分の権利が無いところでは、意見はあまり出せないものですから、それだと、まちづくりは自分たちのものにならないと思いますので、その辺りのもう少し大きな仕組み作りが、本論と外れるかもしれませんが、議論されないといけないと思います。

[部会長] 事前配慮などが、密接に関係すると思います。

[委員] 一般の方にとって、意見が言いやすいものと言にくいものが当然あると思います。中でも、地図情報とフォトモンタージュはかなり意見が言いやすいので、それらを有効に使うことで、ひとつの改善になると思います。

先ほどの話で、例えば農地が改訂前と改訂後でこうなる可能性が高いと示されれば、意見が言いやすいと思うのですが、それは、私の専門の森林科学の立場から言わせていただくと、かなりミスリードもできてしまいます。シミュレーション技術はかなり進歩していて、20年後は大体こうなるということが出来るのですが、その写真の作り方や地図の作り方で、かなり解釈を誘導出来てしまうという諸刃の剣でもあります。

以前は地図情報に対して、専門家が生態学や工学の立場から計画を出すことが多かったのですが、現在はこういう地図の情報に対して、一般の人がどういう価値を持っているのか、例えば生態学的には重要ではない地域でも、町の人はそこを憩いの場として高い価値を位置付けているとしたら、そういうものを意思決定に活用できないのかという、名古屋都市センターで名古屋大学と一緒にやっているような研究もあります。

[部会長] そういう活用法もあろうかと思えます。

[事務局] より具体的に、地域にどう影響があるのかということを知りやすく説明、提供する必要があるというご意見だったかと思えますので、参考にさせていただきます。

[部会長] それでは、法改正で電子縦覧についての手続きができるということと、それを条例も適用して名古屋市からも積極的に縦覧していきたいということだと思えます。今の意見もふまえて、これから検討していただけたらと思えます。  
それでは、次の項目をお願いします。

[事務局] (資料1「環境影響評価審査会の役割」に基づいて説明)

[部会長] ありがとうございます。いかがでしょうか。

[委員] 市外案件の関与は、今の制度上はどうなっているのですか。

[事務局] 市外の案件であっても、名古屋市内に影響が及べば市長意見を述べられるという規定はあります。ただ、審査会を開くという規定は法律にはありません。法律の案件についても、名古屋市長が意見を述べるときには審査会を開くということを、条例で規定しています。しかし、条例では、市内の案件については審査会を開くと読めるのですが、市外の案件については、審査会を開くという規定がないのが現状です。

[委員] 広域的に色々な影響が起きる事業があつて、その時に、場合によっては何らかの意見を言うべきことがあると思えます。そういう場合にはきちんと言えようような仕組みを作った方がいいと思えます。

[部会長] これは、愛知県でアセスを行っている案件などで、知事から意見を求められて意見を出す時に審査会を開けるようにしたいということですね。

[事務局] 愛知県条例の案件で、愛知県が審査をしている段階で、関係地域に入る市については愛知県知事から意見を求められます。名古屋市としては求められれば意見を言う訳ですけども、市長意見を事務局が作成することも可能ですが、専門的な見地からの意見を出すために審査会を使っていきたい。その辺を明文化したいという趣旨です。

[委員] 確認ですが、今後の対応のところ、「意見を求められたら」とありますが、求められなかったらやらないのですか。全部求められるのですか。事業予定地が市外にあつても、名古屋市内に影響が及ぶ案件があつた場合に、全て名古屋市長に意見が求められる保証はないのですか。

[事務局] 市域が影響の及ぶ範囲に入ってくれば全て求められます。

[委員] むしろ、「市内に影響が及ぶ対象案件については」のようなこととしておけばいいかと思えます。

[事務局] 条件のように読めるということですか。

[委員] 求められなかったらどうするのかというふうに見えるものですから。それと、「必要に応じて」とありますが、この「必要に応じて」というのは、どう解釈すればいいのですか。審査会を開いて、影響がなければなしでいいですし、影響があればそれに即して意見を言うということではないかと思えます。必要に応じない時があるのですか。条例に書くので明確にした方がいいのではないですか。

[事務局] 今の条例でも、方法書と準備書と2回審査会を開く機会があります。方法書については、規定上、審査会は必要に応じて開くということにしてありまして、準備書の時には必ず開くということで差をつけてあります。その関係で、市外案件については、今の事務局の案では、「必要に応じて」ではどうかと考えています。

[委員] 今の話は、方法書などの書類に関してですが、私が言いたかったのは、「必要に応じて」を誰がどういう根拠で判断するかということです。条例に書く限りは、きちんとしておいた方がいいのではないかとやっているだけなのですが。

[事務局] 今、話があつたことはよくわかります。事務局としては、全て審査会の意見を聴くという方がわかりやすいのですが、現在の条例の中で方法書と準備書の意見の取り方に温度差がありますので、その辺のまとめ方については、またこちらで検討させていただきたいと思えます。

- [委員] 今の件で、最近、パブリックコメントとか住民参加型で色々な事を決めていく場合に、パブリックコメント手続きは基本的にはやるのが原則ですが、やらない場合はその理由を公表するなど、判断過程をオープンにして恣意的に判断されないような歯止めの仕組みを設けるということが一般的だと思います。「必要に応じて」というふうに、少し裁量性を持たせている部分に対して、判断の中身を公表し市長に説明責任を果たさせれば、私は、今の委員の意見はある程度クリア出来るのかなと思いました。検討してください。
- [委員] 事後調査結果に関して審査会を活用すべきとありますが、是非やってください。私たち委員は、事後調査結果報告書が送られてそれに目を通すだけで会議には諮られません。委員としては、やりっぱなしという感が否めなくて、きちんと確認をとりたい部分があります。審査会の場で議論したいと常々思っていましたので、1回で十分だと思うので、是非審査会を開いて欲しいと思います。
- [委員] 何らかの許可が出て事業を行う少し前の、市長意見の時に、条件のような、附帯意見のようなものが付く時があります。その条件について、実際に履行されているかの確認が、効果的にやられていないのではないかと思います。それは、誰がどうやってチェックしているのですか。
- [部会長] 事後調査報告書は、言われたことを守ってやりました。測定した結果、大丈夫ですという報告書ですよ。
- [委員] 市内の案件ではないのですが、開発のところに貴重な生物種がいて、それを移植するという代償措置をとる場合、移植するには移植が可能であるというのが前提でないといけないのですが、実際にはそれがきちんとチェックされていないのが往々にしてあります。
- [部会長] 可能かどうかを確認されているかどうかを確認するのが審査会の役割です。
- [委員] 今のところで、審査会そのものの役割ということではなく、審査会への要望という形ですが、少し提案、考えていただきたいことがあります。アセス対象規模以下のものや、市外案件の話で、あるひとつの事業があつて色々な問題が起きた時に、名古屋市から積極的に意見を言うシステムを作るということを考えて方がいいと思います。市長が意見を求められて、はじめて審査会が開かれるということではなく、声が集まったところで、審査会へ要望されて審査会が開かれ、審査会から市長へ提言してもらうとか、そういう形が、役割としてあってもいいと思うので、その辺は積極的に取り入れていただきたいと思います。
- [部会長] 審査会という名称を変えなければいけないかも知れませんが。
- [事務局] 審査会とは、基本的に環境影響評価条例という枠の中で対象としているものに対して、条例に基づいて事業者が作成した方法書や準備書を第三者機関として審査していただくためのものです。今の話は、対象事業以外のものについて審査をして欲しいということだと思いますので、今ここで取り入れていくことは難しいのではないかと考えています。
- [部会長] アセスをやりたいと感じた時に、そういう要望を受け付けるところはどこですか。
- [事務局] 具体的に見るところは実際にはないかも知れませんが。
- [委員] それこそ見直さないといけないのではないですか。環境アセスの意味ということから考えれば、そういうシステムがなければ見直してそういうものを入れていくということが、今回の本当のテーマではないかと思います。
- [部会長] 対象事業に入っていないものを入れて欲しいという意見を受け付けると、色々なものが出て来ると思うのですけれども。
- [委員] 名古屋市として環境影響をどう考えるのかということだと思います。市内でやる事しか見ないというように聞こえます。事業区域が市外であろうと、環境影響が市内にあるのだとしたら、審査をして意見を言うという姿勢が大切だと思います。
- [事務局] どういうものをアセスの対象事業にしたらいいかということについては、第4回目に、そういうテーマを設けていますので、その時に議論していただけたらと思います。
- [部会長] 市外案件については、昨日愛知県の審査会で、西名古屋火力の方法書の答申をしました。関連6市村に知事が意見を求めて、名古屋市は5件ぐらいありましたけれども、全然意見なしというところもありました。もし影響が心配されても知事が意見を聞いてこなかったら、知事に市長意見を聞いてくれと言えればいいのではないですか。
- [委員] 名古屋市に影響がありそうだから意見はありますかと問われてから意見を言うのか、名古屋市として、市内に影響がありそうな場合には積極的に意見を言うのか。どのようなスタンスに

立って意見を言うのかということが引っかかっている、先ほどから聞いているつもりなのですが。

[委員] 申し立てがあった時に、どのような用件が整ったものを実際に審査会の対象にするのか、アセスそのものの対象にするのか、全項目を同じようにやるのか、簡略化したものをやるのか、要望のあったものだけを対象にするのかなどを色々と議論する必要があると思います。私も、アセス制度が、意見を提出するという一方向の関わりではなく住民との双方向なやり取りの中で手続きが進んでいくようなイメージが出来るといいと思います。そのための方法としては、検討しても大変面白い事かなと思います。

[部会長] この点は大変大事なことで、お考えいただければと思います。この資料についてはよろしいでしょうか。

次に移ります。

#### イ 法改正を踏まえた本市制度の見直し

[部会長] それでは、「イ 法改正を踏まえた本市制度の見直し」に入らせていただきます。説明をお願いします。

[事務局] (資料2に基づいて説明)

[部会長] ありがとうございます。いかがでしょうか。

後半の方は先程の議論にもありましたが、これは法対象事業に限ってですか。

[事務局] 条例アセスは、市長が直接事業者に対して意見を述べることができますが、法律では愛知県知事が事業者に対して意見を言う仕組みです。改正法では、影響が市内に限られる場合には、直接市長が意見を言えるような仕組みに変わるということです。

[委員] 確認ですが、参考資料4では、左側が今までで、右側は変わった後ですが、市条例によるフローは条例の改定後にそうなるというフローということですか。

[事務局] 市条例のフローは改訂後そうなるだろうというフローです。タイトルにも検討中のものを含むとあります。法律の方はもう公布されましたので確定しています。

[委員] 時間がないので、ウもご説明いただいた方がいいと思うのですが。

[部会長] そうですね。では、資料2については、法律が変わって名古屋市条例と重複しないように棲み分けをしたというかたちです。これはご了解いただいたということで、また戻ってもいいですが、次に行きます。

#### ウ より早い段階での環境配慮制度について

[部会長] 資料3を説明してください。

[事務局] (資料3に基づいて説明)

[委員] 上位計画というのは具体的に、都市計画などですか。

[事務局] 参考資料5の3頁の図に総合計画と部門別計画というものがあります。今話があった、都市計画は総合計画のところにあります。この平成18年の報告書では、総合計画については対象とせず、部門別の計画、例えばごみ処理ですと、何年までにごみをどれ位減量しようとか、どの規模のごみ焼却場を何年後までにリプレースするのかといった、一般廃棄物処理基本計画というのがありますが、その基本計画について、上位計画としてSEAをやったらどうかということでもとめられています。

[委員] 制度導入検討委員会のメンバーはどのような方でしたか。教えてください。

[事務局] 学識経験者の方で、大学で環境問題、都市計画、交通計画等を行っている方です。資料を用意します。

[委員] 今回の審議会とか色々なもののメンバーになっている方ですか。



- [事務局] 今の名古屋市の環境影響評価審査会のメンバーの中に2人います。
- [委員] 資料2と3の関係ですが、資料2は、法改正を踏まえて見直したいという話で、参考資料4のフローで色をつけたところを変えますということですね。参考資料4の右上の「より早い段階での環境配慮制度」については、どうこうするとは書いていないのですが。
- [事務局] 資料3は、参考資料4の右上の「より早い段階での環境配慮制度」を、どうしたらいいかということで、事務局としては、対応方針が一番下に書いてあるので、ご議論いただいて、この方向でいくのであれば、もっと詳しいことは第3回の時に改めてお願いをしたいということです。
- [委員] 資料2の事前配慮の今後の対応のところ、配慮書を行う事業と行わない事業に分けていますよね。上側は法の通りやりなさいということで、下側は配慮書をやらない法対象事業については、市条例のより早い段階での環境配慮制度の規定を準用するとありますが、これはどういう意味ですか。
- [事務局] 法律は第1種事業と第2種事業に分かれていて、全ての事業が配慮書を作ることはなっていない。法対象事業のうちの一部の事業が配慮書を義務付けられていて、残りの事業には義務付けがありませんので、そういう関係で2つに分けています。
- [委員] ということは、法律の対象事業となるものは、より早い段階でなくてもいいということになるのかな。法律に準じたところは、配慮書を作ればいいということになるのかなと。
- [部会長] より早い段階になるかはわかりませんから。
- [事務局] 資料2は、環境影響評価法の対象事業についてまとめた資料で、資料3は、名古屋市長条例対象事業について、今後どうするのかということをもとめています。
- [事務局] 資料2に載せていることは、法が変わるので、当然やらざるを得ないことと考えています。資料3につきましては、配慮書を、名古屋市として、どう取り入れたらいいのか、取り入れる必要があるのかについて、ご検討いただければということです。
- [部会長] 資料3の検討方針のところ、今回は、配慮書制度に準じた制度を条例で作りたいので、それについての意見をお寄せいただくということでしょうか。その前提として、上位計画についてのものは時期尚早で、今回はそこまでは踏み込まないで個別事業の複数案の段階をひとまずやりたいということ。
- [事務局] それは事務局の案です。
- [部会長] 国の動きもありますし、5年前の答申を見ても順を追ってということなので、法に準じて配慮書の制度を設けていくということ。
- [委員] 資料3の検討方針の一番上に、「より早い段階から環境配慮制度の確保が効果的な事業を対象とする」とありますが、この資料3の対象は法律以外のもので、その中でも、やはりやるべきものとそうでないものがあるということで、これをどう仕分けするかの考え方は。
- [事務局] 次回資料をお示ししますので、検討していただけたらと思います。公共事業と民間の事業ということもありますし、事業の種類ということもあるかも知れません。
- [委員] 法対象事業の中にもこういったものはないのですか。
- [事務局] 法律は、基本的に国が関与する事業になります。発電所は公共的事業と言っていいようなものですし経済産業大臣の許認可もありますので対象事業ですが、基本的には公共事業が主体です。市条例は、市が関与するという規定を設けていませんので、名駅前の大規模建築物に象徴されるような純民間事業というものが対象になっているという違いがあります。
- [部会長] 次回に向かって、どういう資料が出るのですか。
- [事務局] 国でも検討が進められていて、8月11日に政省令についての会議があると聞いています。その時の資料なり様子を見て、資料を考えたいと思っています。
- [部会長] 議題は環境配慮制度ですね。
- [事務局] はい。
- [部会長] それでは、事務局から連絡をお願いします。
- [事務局] (事務連絡)
- [部会長] 本日の部会はこれまでとします。ありがとうございました。